

持続可能な調達に係る標準特記仕様書

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「財団」という。）と契約した受注者、受託者等（以下「受注者等」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従うこととする。

1 調達に係る持続可能性を踏まえた業務の履行

受注者等は、本契約に係る調達において持続可能性を確保するとの趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

2 業務の推進体制

受注者等は、契約締結後直ちに持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整えること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

受注者等は、この契約の履行に関する持続可能性に係る遵守事項について、調達に関与する従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

4 持続可能な調達

- (1) 受注者等は、契約内容が物品の調達又はサービスの提供である場合にあつては、調達又は提供する物品又はサービスについて、「東京都グリーン購入ガイド」（東京都）の環境配慮仕様の水準1 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green) を満たすものを調達し、又は提供すること。
- (2) 受注者等は、契約内容が工事の受注である場合にあつては、工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都） (<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/kankyobuppin2023.pdf>) に従って調達すること。
- (3) 受注者等は、できる限り、東京都に近い地域（国立競技場から概ね100km以内）の事業者（生産者、卸売業者又は小売業者）から契約の履行に係る物品を調達するよう努めること。

5 情報の記録及び提出

- (1) 受注者等は、4 (1) 又は (2) の規定に従い調達した物品等の仕様を記録すること。
- (2) 受注者等は、契約履行完了時においては、この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面（様式 1）で報告すること。

6 実地調査及び指示等

- (1) 財団は、必要があると認める場合には、受注者等の作業場所の実地調査を含む受注者等の作業状況の調査及び受注者等に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者等は、(1) の規定に基づき、財団から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従うこと。